



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における弁護士像と法システムの相互関係： 弁護士に対する統制体制を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	蘇, 航
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12928号
Issue Date	2017-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68084
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	HANG_SU_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文題名

中国における弁護士像と法システムの相互関係
—弁護士に対する統制体制を中心に

学位論文内容の要旨

中国における環境汚染・破壊、労働者への収奪、有害食品による健康侵害、知的財産権に対する侵害などの問題は頻繁に提起されていた。しかしながら、このような諸制度に対して、実効性が乏しい。法の実現過程には国家の力（裁判所、政府）に期待するしかなく、日本の公害事件の解決過程に見られたように弁護士団体、メディア、NGO などの中立した第三者から支えることが珍しい。それに対して、日本においては、経済が急速的な発展に従って、公害などの社会問題が頻発され、市民運動も活躍されてきた。弁護士は公害・薬害訴訟、消費者訴訟、公共事業差止訴訟などの現代型訴訟を通じて、社会と法システムとの接点として、働いている。それと同時に、弁護士の役割は日本における社会と法システムの激しい変化とともに、その範囲が拡大されている。弁護士の位置づけは独立な第三者として、法機関の一部であるにもかかわらず、市民社会の担い手になれるのではないと思われる。

しかしながら、日本における弁護士業の自治の特質に対して、中国における弁護士に対する管理体制は「両結合」という制度で運用されている。それにもかかわらず、弁護士業はさらに「党の指導」の下で運用されている。党は行政権の他に、公権力の「二つ目の顔」として、弁護士業を統制している。弁護士の職業としての独立性と自治性は非常に少ないのである。そのため、法の実現過程において、弁護士団体の欠席の原因は、弁護士が職業として、国家の公権力に依存性が強いとも言われる。さらに、弁護士業は公権力の統制によってパペット化になるのではないと思われる。

以上の現状を踏まえて、次のようないくつかの疑問がわいてくる。第1は、中国における弁護士のあり方は如何なるものなのか、弁護士に対する統制体制の構造は如何なるものなのか。具体的に、①弁護士と権力との関係が如何なる状況なのか、弁護士に対する統制体制は如何に構成され、運用されているのか。②権力はどのような方法を通じて弁護士業をコントロールしているのか。第2は、権力はなぜ、弁護士業をコントロールするのか。第3は、弁護士のあり方と法システムとの相互関係は如何なるものなのか。

要するに、上記の弁護士のあり方を踏まえて、統制されている弁護士業は法システムにどのような影響を与えるかを明らかにする必要を迫られる。

以上の課題を解明するために、本稿は以下の作業を行った。

第 1 章では、弁護士統制体制の沿革に対する整理を通じて、弁護士統制制度を対象とし縦断的に考察した。第 2 章では、従来の〔両結合〕統制体制を再考察する上に、党、司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所による四重統制体制を析出する。また、共産党による政治的統制、司法行政機関による行政的統制、弁護士協会による集团的統制及び法律事務所による日常的統制への検討を通じて、四重統制体制のメカニズムを解明する。具体的には、第 3 章では弁護士に対する恒常的な監視、牽制システムとしての弁護士年度考課制度に焦点を当てて、検討する。第 4 章では弁護士に対して、司法行政機関による行政処罰と弁護士協会による協会処分に分けて、中国における弁護士の懲戒制度を明らかにする。第 5 章では弁護士に対する刑事罰による統制の手法を検討する。第 6 章では弁護士の体制内化を通じて、弁護士業と公権力との関係を明らかにする。最後、終章では中国における弁護士に対する統制体制の構造を解明する。その上に、このような統制体制が形成される要因を試みる。さらに、統制されている弁護士業は司法システムに対して、いかなる影響を与えるのかを究明する。

以上の作業によって、以下のことが判明した。

第 1 は、中国における統制体制を、その沿革、四重統制体制のメカニズム、弁護士年度の考課制度、弁護士懲戒制度、弁護士業と公権力との関係から検討し、明らかにした。すなわち、弁護士に対する統制体制の現状を、四重的主体による統制及び多元的手法による統制の視点から析出した。

まず、四重的主体による統制という特徴がある。すなわち、弁護士に対する四重的統制の構造は、党、司法行政機関、弁護士協会、法律事務所による包囲的・制度的な統制というものである。

具体的には、4 つの主体による統制の特徴は、次のようなものである。すなわち、①党による政治的統制、②司法行政機関による行政的統制、③弁護士協会による集团的統制、④法律事務所による日常的統制ということである。また、弁護士は上記した 4 つの統制主体によって直接的・間接的な統制の下において、業務活動を行っている。そこで、四重的主体との関係は、互いに交錯的な構造であると考えられる。

次、多元的手法による統制という特徴がある。すなわち、四重的統制主体は、多元的統制手段を通じて弁護士を全面的にコントロールしている。

具体的には、多元的統制手法は、不利益統制と利益誘導に分けて構成されることである。不利益統制は、年度考課、協会処分、行政処罰及び刑事処罰の手法で（第 3、4、5 章で考察したもの）、弁護士と法律事務所の活動を規制・牽引するものである。また、利益誘導は、直接雇用、法サービスの購入及び名誉職の授与を通じて（第 6 章で示したもの）、利益を餌にして弁護士業をコントロールするものである。そして、利益誘導の現象を通して、弁護士業と公権力との関係は利益を山分けする関係であると見て取れる。

以上に基づいて、統制の体制の枠組みは、四重的主体による交錯的な構造であり、また、

統制手法の特徴は「アメ」と「ムチ」という多元的な方法によって表れると思われる。弁護士業は、権力に対する依存性が非常に高く、操る人形に陥っているという現状を抱えると言わざるを得ない。それゆえに、中国における弁護士業が統治道具の一環として業務に従事させられると考えられる。

第 2 は、統制体制における形成背景が析出されていた。すなわち、権力者がなぜ多元的主体と多元的統制手法を通じて、弁護士に対して全面的に統制するのか。その要因は、弁護士側と権力者側の視座に分けて見て取れた。

すなわち、弁護士側の視座からみれば、弁護士業の本質は権威主義体制と根本的に矛盾すること、権力者側の視座からみれば、権力者の目的は継続的に権威主義体制を維持すること、という結論にたどり着いた。

第 3 は、統制される弁護士制度による法システムへの影響を明らかにした。

すなわち、まず、統制される弁護士制度が法の実現を阻害することによって法条文の空洞化になりがちである。また、刑事・行政の分野には弁護士制度が統制されるゆえに人権保護も制限されることになる、という結論が伺われた。